

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 (06-6539-3346)
処分課（担当）名	大阪城パークマネジメント共同事業体（指定管理者）
処分の名称	大阪市立大阪城音楽堂の使用許可申請
概 要	大阪市立大阪城音楽堂を利用するにあたり、その使用許可条件を示すものです。
根拠法令等 及び条項	大阪市立音楽堂条例（昭和25年4月1日条例第34号）第6条、第7条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 公安又は風俗をみだすおそれがないこと。 ○ 「公安又は風俗」とは、社会公共の安全と秩序、社会の善良な一般的道徳観念をいいます。 ○ 以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。 ・ 刀剣、銃器、劇薬物などの危険物を持ち込む場合 ・ 麻薬、覚醒剤などを持ち込む場合 ・ 公然とわいせつな行為を行う場合 ・ その他公安又は風俗をみだすおそれがあると認められる場合 (2) 音響設備の使用は午後8時までとし（ただし平日は午後8時45分）、音量については施設の周辺住民に迷惑がかからない一定の値以下とする。なお、音量測定基準場所は音楽堂芝生席内スタッフブース付近とする。 (3) 建物又は付属設備を損傷するおそれがないこと。 ○ 「損傷」とは、物理的に物を破損することのほか、物をその本来の目的に使用することができない状態にすることも含みます。 ○ 以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。 ・ 不適切な取扱により、マイク、スピーカーなどの音響設備を損傷する場合 ・ 旗さおなどを振り回して、壁、照明器具などを損傷する場合 ・ その他建物又は付属設備を損傷する場合 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき (5) 管理上の支障がないこと ○ 「管理上の支障」とは、使用者や付近住民等の生命、身体、財産の保護をはじめ、施設の維持・補修など施設の管理上の支障をいいます。 ○ 以下の場合、この要件を満たさないとされることがあります。 ・ 定員を超過することが予想され、消防法上危険な場合 ・ 入場者や施設周辺住民に危害が加えられる切迫した具体的な危険がある場合 ・ その他管理上支障がある場合 (6) その他不適当と認めるとき 上記の各号に該当しない場合でも、個々具体のケースにより、施設の実情に応じて不適当とされる場合があります。
標準処理期間	7 日
経由日数	なし
提出先	大阪市立大阪城音楽堂
提出時期	随時
提出方法	随時受付にて個別対応
手数料	なし
相談窓口	大阪市立大阪城音楽堂
ホームページ	https://www.osakacastlepark.jp/ongakudo/
備 考	